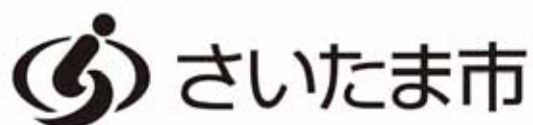


さいたま市緑化指導基準マニュアル



この冊子は 300 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 72 円（概算）です。

目 次

はじめに	1
1. 緑化推進協議の手続き	2
(1) 緑化推進協議の手続きについて	2
(2) 協議先について	2
2. 緑化指導基準の内容	4
(1) 緑化指導基準の対象	4
(2) 用語の定義	5
(3) 緑化の基準	7
(4) 植栽方法の技術基準	9
(5) 緑化面積の算定方法	13
3. 緑化推進協議等の提出図書	21
(1) 緑化推進協議書	22
(2) 緑化推進変更協議書	24
(3) 緑化推進工事完了報告書	26
(4) 緑化計画図書	28

はじめに

< 緑化指導基準第1条関係 >

さいたま市緑化指導基準は、さいたま市みどりの条例(平成13年さいたま市条例第248号)第18条の規定により、開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的とします。

また、本基準は、平成19年3月に策定した「さいたま市緑の基本計画 改訂版」において、民間の開発に対する緑の量や質の確保、あるいは屋上緑化・壁面緑化を推進していくための指針となるものとして、平成20年4月に改正しました。

新たな基準の施行日は、平成20年7月1日です。(平成20年6月30日までに協議書が受理されている案件に対しては、旧基準に基づき協議いたします。)

(1) 本基準による緑の創出

さいたま市の緑をとりまく環境は、樹林や農地が宅地等へと転換され、著しく緑が減少している状況にあります。地震などの災害に強い都市づくりや、地球温暖化の進行など地球レベルの環境問題への対応が重要な課題となっており、特に、ヒートアイランド現象という都市特有の環境問題は、さいたま市でも深刻な課題となっています。これらの環境改善の対策のひとつとして、市街地の緑の保全と創出があげられます。

本市では、平成18年8月より「公共施設緑化マニュアル」の運用を始め、公的空間の緑化推進に取り組んできましたが、緑の確保には限界があります。

そこで、市民、事業者の皆様にも、みどりの必要性和その効果を十分に理解していただき、敷地内における緑地の保全と緑化を推進することが必要です。

私たちの生活と密接にかかわっている自然環境の保全や都市環境の改善・向上、安全で快適な生活環境の実現について、市と市民及び事業者の協働により進める必要があります。

(2) 緑の効果

緑化指導基準により保全及び創出された緑により、以下の効果の向上が期待されます。

地球や都市の環境を守る

都市の環境を改善する

…二酸化炭素を吸収、酸素の供給、ヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化や騒音防止

多様な生き物を育む

…酸素を供給していのちを育み、生き物の生息・生育地

水の循環を支える

…地下水を涵養する働き、水質を浄化

心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする

…癒し、ストレス緩和の空間、レクリエーションや学習活動の場、コミュニケーションの場

安全な都市を支える

…延焼防止などの防火機能、建物の倒壊防止、災害時の避難時間と経路の確保、防風や雨水の調整機能

環境に配慮した景観をつくる

…人工的なイメージを緩和、企業イメージの向上、宣伝効果、地域社会への貢献

1 緑化推進協議の手続き

<みどりの条例第19条,第20条関係>

開発事業者等は、さいたまみどりの条例 第19条、第20条に基づいて、緑化推進協議及び完了報告と完了検査を受けることが必要となります。

緑化推進協議及び完了報告を行わない場合、更に完了検査を拒む場合には、さいたまみどりの条例第29条、第30条に基づいて、勧告・公表を行うことがあります。

(1) 緑化推進協議の手続きについて

1) 緑化推進協議を行う時

- ・緑化推進協議書の作成は、種々の確認事項等について事前相談を行った上で進めてください。
- ・緑化推進協議は、建築確認の申請前に行ってください。
- ・緑化推進協議は、あらかじめ緑化推進協議書及び緑化計画図書（p21を参照）を用意のうえ、行ってください。

2) 緑化推進変更協議を行う時

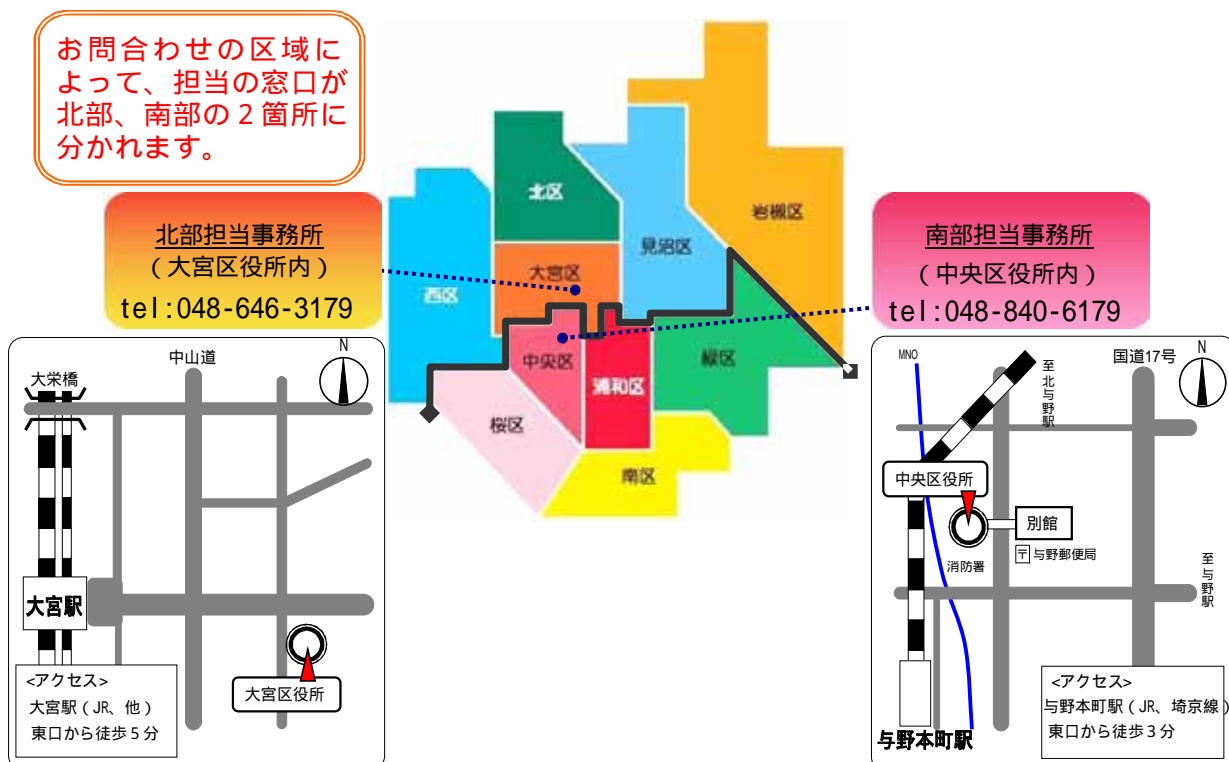
- ・緑化に関する内容を変更する場合、緑化推進変更協議を行ってください。ただし、緑地面積に減少が生じず、かつ、植物の生育環境に影響しないと認められる変更については、この限りではありません。
- ・緑化推進変更協議は、あらかじめ緑化推進変更協議書及び変更に伴い内容が変更される緑化推進図書を用意のうえ、行ってください。

3) 緑化推進工事を完了した時

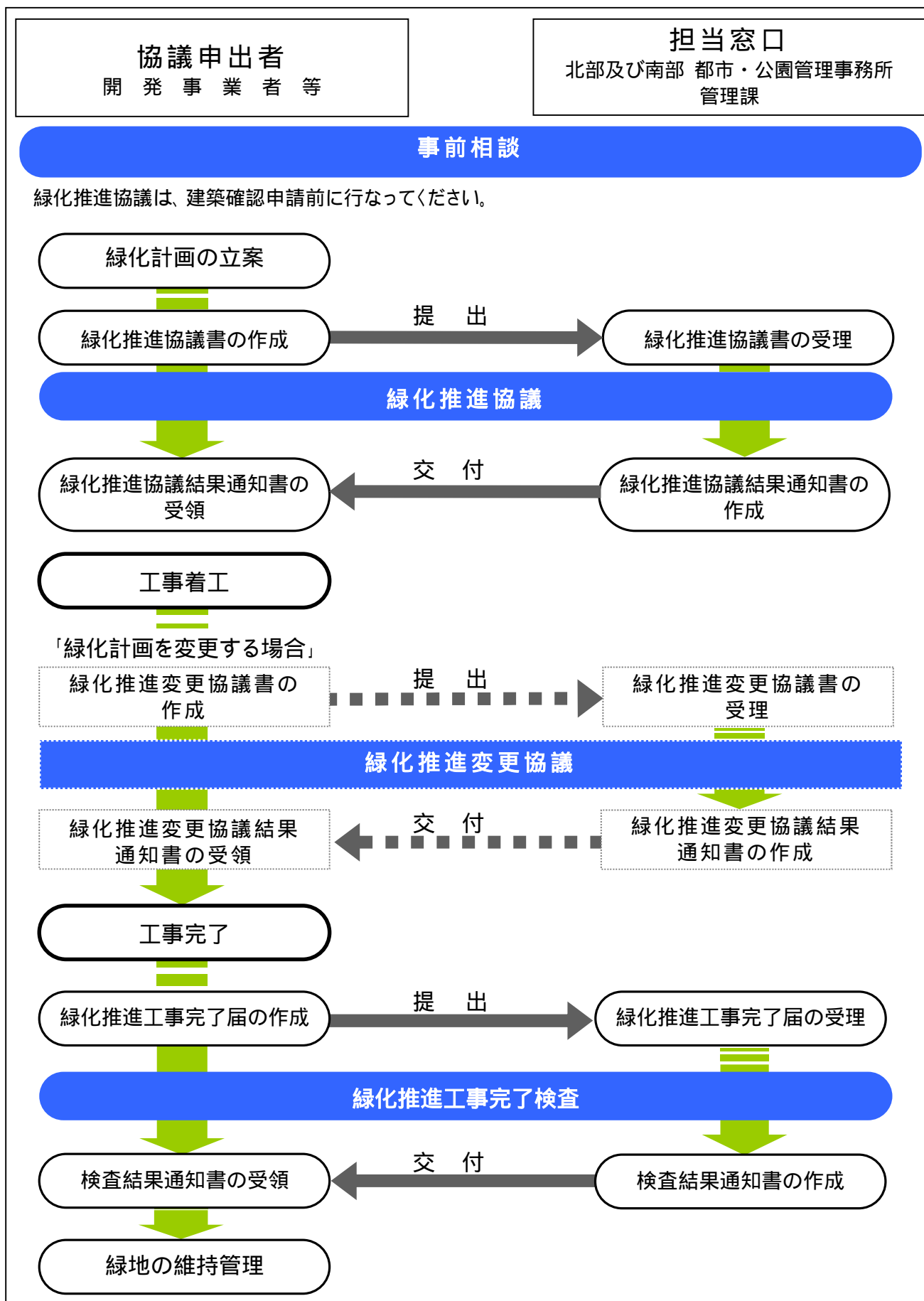
- ・緑化に関する工事が完了した時は、緑化推進工事完了届及び緑化計画図書を提出してください。

(2) 協議先について

緑化推進協議の担当窓口は、南部及び北部都市・公園管理事務所の管理課になります。



緑化推進協議フロー



2 緑化指導基準の内容

<みどりの条例第 18 条関係>

(1) 緑化指導基準の対象

1) 緑化推進協議の申出者

さいたま市みどりの条例第 18 条の規定による開発事業者等が対象となります。

対象となる行為

都市計画法第 4 条 1 2 項に定める開発行為のうち同法第 29 条に規定する許可が必要な開発行為

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築

上記 2 つのほか、

敷地面積 500 m²以上の敷地で行う建築基準法第 6 条 1 項若しくは第 6 条 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を必要とする建築物の建築

対象とならない行為

工場立地法第 6 条第 1 項の規定に定められた届出を行った建築物の建築

都市緑地法第 3 4 条第 1 項に規定する緑化地域内における開発行為又は建築物の建築

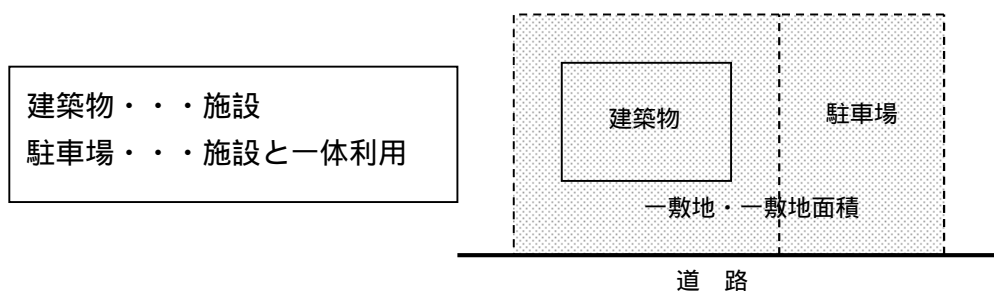
自己の住居の用に供する建築物（中高層建築物を除く）の建築

一戸建て住宅に供する宅地（住宅付き宅地を含む）を供給する目的の開発行為

2) 敷地面積のとらえ方

対象となる敷地面積は、設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用される土地（駐車場など）を「敷地面積」とします。

（公道等で分断されていても同様です。）



敷地面積の部分が「敷地面積」として緑化対象となります。道路等をはさんだ飛び地状の駐車場等も含まれます。事業者が管理する公共的緑地や通路は「敷地面積」に含まれます。

なお、「敷地面積」とは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する敷地面積とします。

(2) 用語の定義

< 緑化指導基準第2条関係 >

本基準で使用する用語の定義は以下の通りとします。

1) 緑地

地上部（地面と一体の人工地盤を含む）において既存の樹林又は樹木を保存する区画、地上部において新たに植栽する区画、生垣やツル性植物により緑化するフェンスなど、更に屋上、壁面、ベランダなどの建築物に植栽する区画をいいます。

2) 建築物で緑化の対象となる場所

屋上

建築物の上部で、出入りが可能な部分をいいます。

壁面

建築物の外壁面をいいます。

ベランダ

建築物の側面で外部に突出した構造を持ち、出入りできる部分をいいます。

屋内

エントランスやアトリウムなどの公共の用に供する部分をいいます。

3) 接道部

敷地のうち道路に接する部分をいいます。

4) 緑化面積

本基準に基づいて算定される緑地の面積をいいます。

5) 植栽植物

高木

植栽時の樹高が 3.0m 以上の樹木をいいます。

中木

植栽時の樹高が 1.5m 以上 3.0m 未満の樹木をいいます。

低木

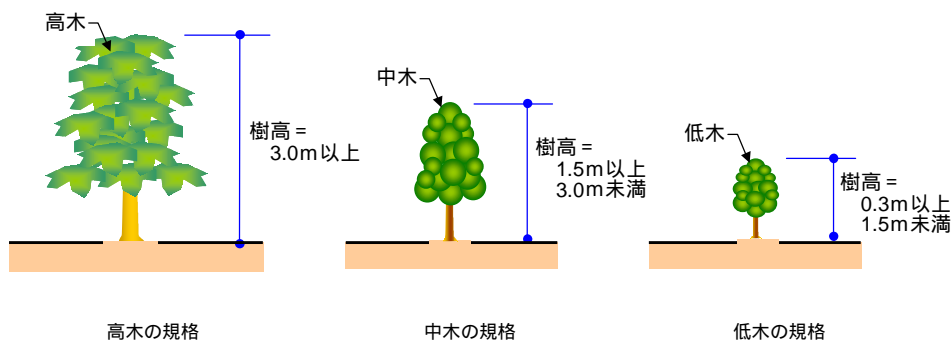
植栽時の樹高が 0.3m 以上 1.5m 未満の樹木をいいます。

地被植物

シバ、ササ、ツタ、その他これらに類する植物をいいます。

ツル性植物

登はん性又は下垂性のツタ類、カズラ類、その他木性のツル植物をいいます。



6) 植栽基盤

樹木、地被植物等を植栽する目的に供せられる土壌等で、植物の根が支障なく伸長して、水分及び養分を吸収することのできる条件を備えている生育基盤をいいます。

7) 緑化施設

緑地と一体に整備する緑地の維持管理のための施設及び池、園路等の修景施設をいいます。

8) 可動式植栽基盤

コンテナ、プランターなどに設けた植栽基盤をいいます。

9) 建築行為

新築

更地の敷地に、建築物を新規に建てることをいいます。既存の建築物を全て除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てる場合は、新築となります。

改築

既存の建築物の一部または全部を除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てることをいいます。

増築

同一敷地にある既存建築物以外に、敷地の拡張を伴う建築物を建てることをいいます。

10) 用途地域

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいいます。

11) 中高層建築物

「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」の規定の適用を受ける中高層建築物をいいます。

12) 建ぺい率

建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、対象となる建築物において建築基準法その他の法令の規定による建ぺい率の最高限度まで含みます。

(実際に建築される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合ではありません。)

13) 敷地

建築基準法施行令第1条第1号によるものをいいます。なお、対象となる施設と一体的に利用される土地(駐車場など)は、敷地に含みます。

(3) 緑化の基準

< 緑化指導基準第3条関係 >

1) 緑化の量的基準

一敷地面積に対する緑化面積の割合は、用途地域により異なります。下表に定める割合以上の緑化を敷地内に行ってください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する商業地域又は近隣商業地域の場合

開発事業者等の行為の種類別	敷地面積	敷地面積に対する緑化面積の割合
中高層建築物の建築	3,000 m ² 未満	100分の5
	3,000 m ² 以上	(1 - 建ぺい率) × 0.5 の算式により得られた数値 又は 100分の5 のいずれか大きい数値
上記以外の建築物の建築	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	100分の5
	3,000 m ² 以上	(1 - 建ぺい率) × 0.5 の算式により得られた数値 又は 100分の5 のいずれか大きい数値

都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は市街化調整区域の場合

開発事業者等の行為の種類別	敷地面積	敷地面積に対する緑化面積の割合
中高層建築物の建築	面積による区分なし	100分の20
上記以外の建築物の建築	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	100分の10
	3,000 m ² 以上	100分の20

鉄道・道路の高架下の場合

該当する上記の敷地面積に定められた緑化面積の割合の2分の1以上の緑化に努めてください。

2) 緑化の質的基準

施設の緑化にあたり、量的な基準である緑化面積の割合を確保するとともに、施設及び周辺的环境や緑化の質的な向上をめざすことが必要です。

緑地の植栽方法や、環境に配慮した緑地と一体の施設整備のあり方として、以下に示す質的基準を心掛けて緑化を行ってください。

エントランス周囲や接道部は、多くの人の目に触れる機会の多い緑地です。地域のシンボルとなる樹木や、街並みの景観向上に寄与する生け垣や樹木により集中的に緑化を図ってください。

武蔵野の原風景が残るさいたま市の緑に調和する郷土・在来種の保存と植栽に努めてください。

緑は景観向上のほかに大気の浄化や防火機能を持つ樹種があります。樹木の持つ機能を活用した緑化を行ってください。

駐車場の緑地帯は芝生などの地被植物による緑化に取り組むとともに、周囲等は極力、樹木や地被植物により緑化を図ってください。

市街地などで、地上部の面積が少ない場合には、屋上や壁面・屋内のエントランス部分などを緑化して、都市環境の改善に協力してください。

さいたま市の主な郷土・在来種

(高木)

ヤブツバキ*、クロガネモチ*、シラカシ*、スダジイ*、マテバシイ*、クスノキ*、ヤブニッケイ*、コナラ、アカシデ、エゴノキ、ウバメガシ*、ヤマボウシ、ヤマモモ*

(中木)

ムラサキシキブ、アオキ*、ネズミモチ*、サザンカ*、ヒイラギモクセイ*

(低木)

ヒサカキ*、アセビ*、ウメモドキ、カンツバキ類、オトメツバキ類*、シャリンバイ*、ユキヤナギ、イヌツゲ*、トベラ*、ガマズミ、ウグイスカズラ

*は、常緑樹です。

(4) 植栽方法の技術基準

< 緑化指導基準第4条関係 >

緑地は、日照などの植物の生育条件を勘案して配置し、以下の技術基準を守り、緑化の量的基準と質的基準を考慮した緑化を行ってください。

1) 地上部の植栽本数

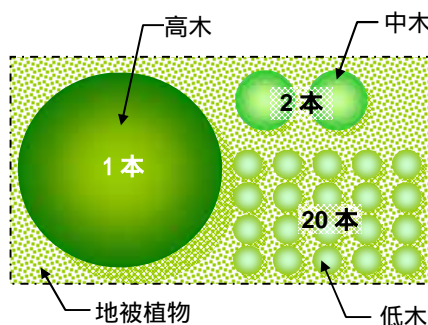
地上部の緑地には、1平方メートル当り、下記の通り定められた本数の樹木を植栽してください。確保すべき植栽量は、小数点以下切上げとします。

基準の本数

- ・ 高木を 0.05 本 / m² ・ 中木を 0.1 本 / m² ・ 低木を 1 本 / m²

例) 地上部の緑化面積 20 m²の場合、

確保すべき植栽量 = 20 m² × (0.05 : 高木、0.1 : 中木、1 : 低木)
 = 高木 1 本、中木 2 本、低木 20 本 となります。



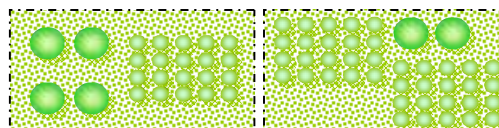
樹木本数の代替

高木・中木・低木の定義に区分されたいずれかに限り、当該区分の樹木の植栽すべき本数をその他の区分の樹木の植栽すべき本数に換算し、代替して植栽することができます。

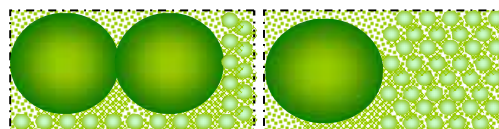
樹木の代替の主なパターン

例) 地上部の緑化面積が 20 m²の場合

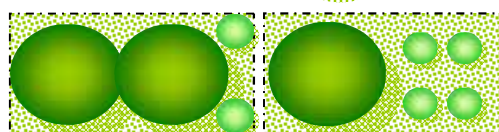
- ・ 高木 1 本を
中木 2 本又は低木 20 本に代替



- ・ 中木 2 本を
高木 1 本又は低木 20 本に代替

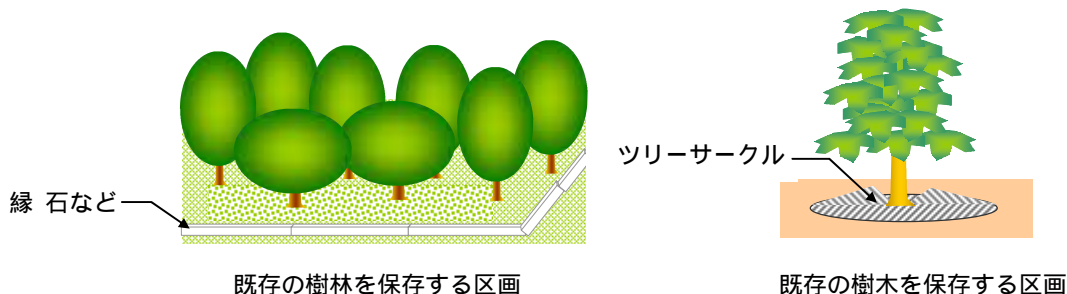


- ・ 低木 20 本を
高木 1 本又は中木 2 本に代替



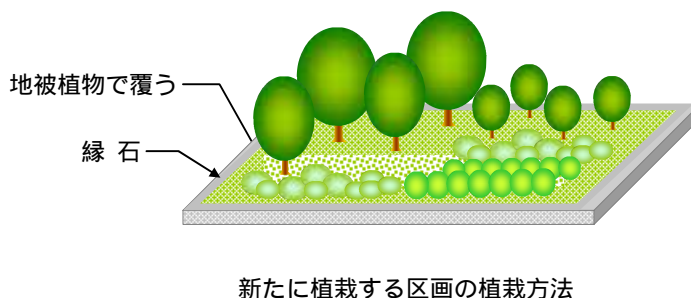
2) 既存の樹林・樹木を保存する区画

地上部において既存の樹林又は既存の樹木を保存する場合は、縁石またはツリーサークルなどで区画し樹木の根を保護する措置を行ってください。



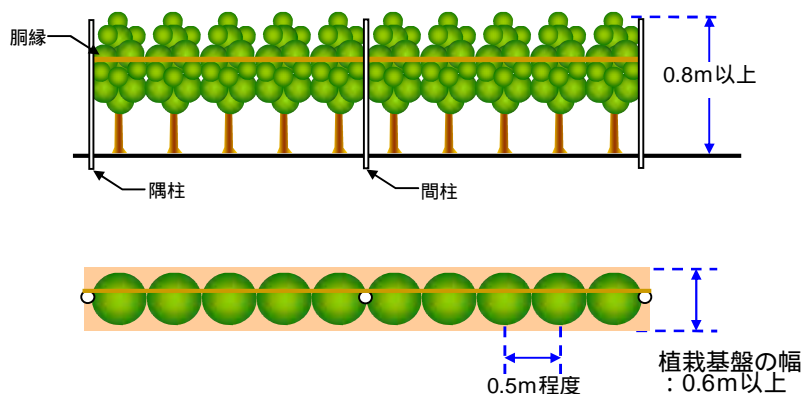
3) 新たに植栽する区画の植栽方法

地上部において新たに植栽しようとする場合は、縁石などで区画し、表土の保全又は土壌の改良の措置を講じて緑地を設置してください。樹木以外の部分は、地被植物を植栽して、可能な限り植栽基盤を覆うようにしてください。



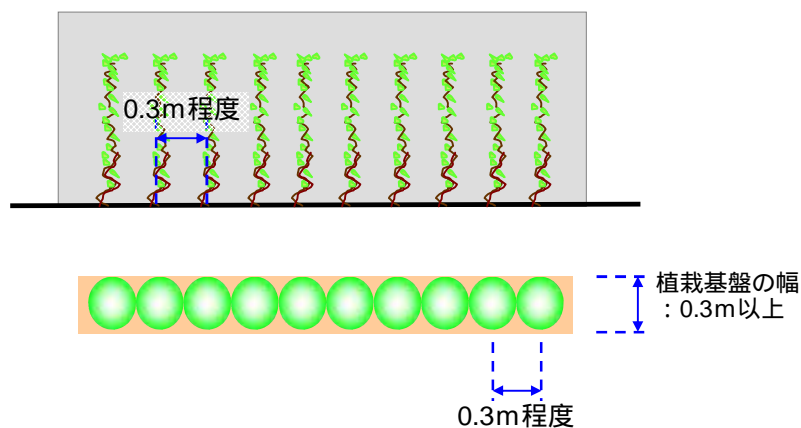
4) 生け垣の植栽方法

生け垣を用いて緑化する場合は、下図のように設置してください。用いる樹木の樹高は0.8m以上とし、生け垣に適した樹種とします。植栽基盤の幅は0.6m以上を標準とし、樹木の植栽間隔は0.5m程度とします。



5) ツル性植物の植栽方法

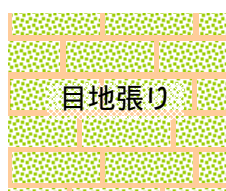
地上部のフェンス、建築物の壁面などにツル性植物を用いて緑化する場合は、植栽基盤の幅は 0.3m 以上を標準とし、ツル性植物の植栽間隔は 0.3m 程度とします。



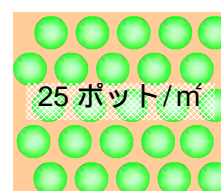
ツル性植物の植栽方法

6) 地被植物の植栽方法

地被植物を用いて緑化する場合は、シバにあっては植栽基盤のおおむね 70% (目地張り) 以上とし、その他の地被植物は 25 ポット/㎡以上とします。



シバの植栽方法



その他の地被植物の植栽方法

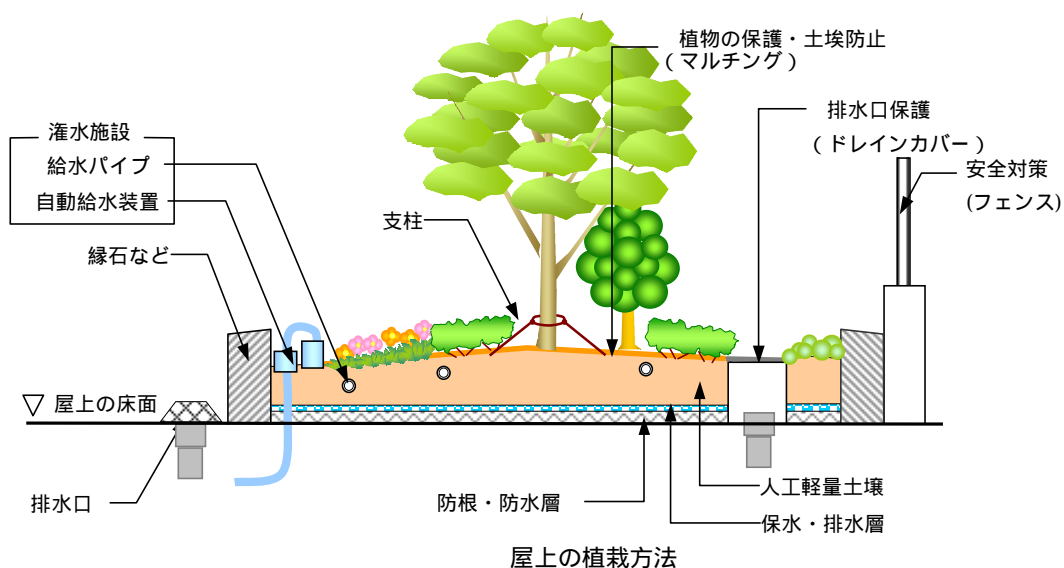
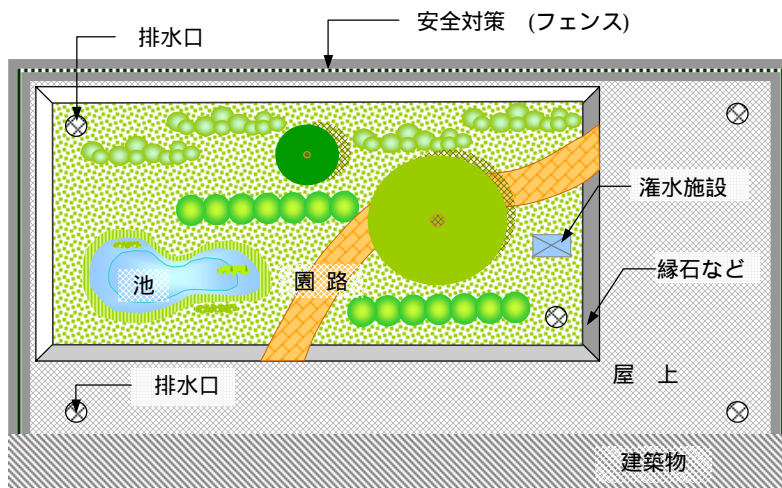
7) 建築物の植栽方法

屋上、ベランダなどに緑地を設けて緑化する場合は、以下の から の整備を行ってください。

緑地として建築物に付帯する植栽基盤を、縁石などにより区画してください。積載荷重を考慮し、区画の 70% 以上の面積に、樹木または地被植物を植栽し、残余の部分は緑化施設を整備してください。

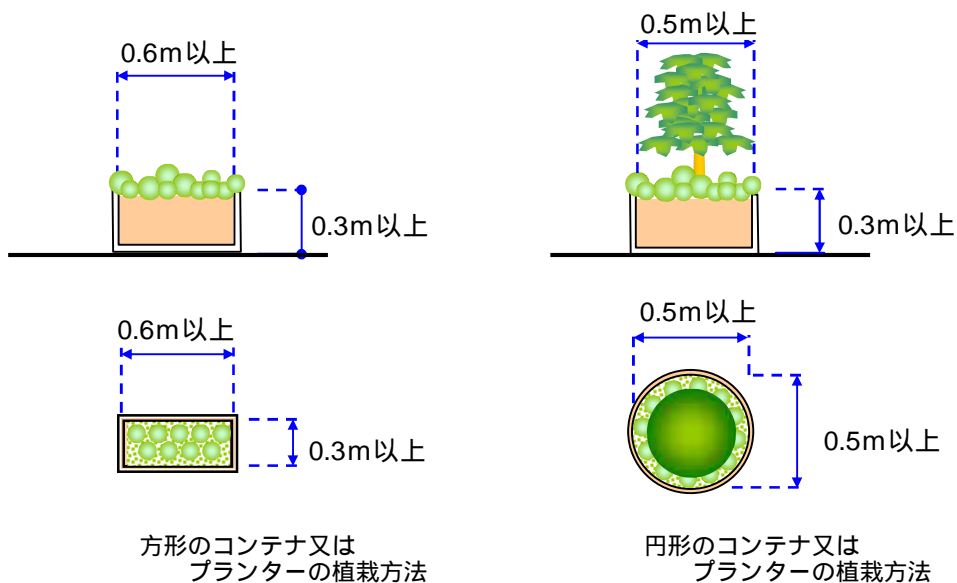
建築物緑化では地被植物のみの緑化も可能です。

樹木に応じて、必要な構造を有する支柱を設けてください。



8) 可動式植栽基盤の植栽方法

コンテナやプランターなどの可動式の植栽基盤を用いて緑化する場合は、容量 50 リットル以上で、安定し、かつ容易に移動できない構造のものとし、樹木や地被植物を植栽してください。



(5) 緑化面積の算定方法

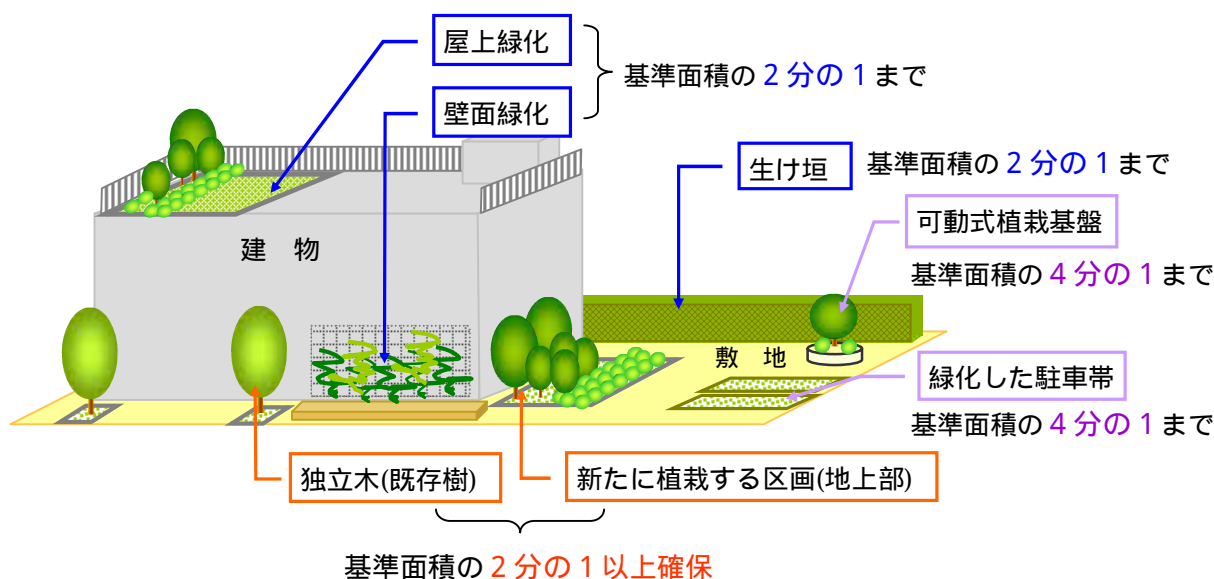
< 緑化指導基準第5条関係 >

地上部において既存の樹林又は樹木を保全する区画、地上部において新たに植栽する区画の緑化面積は、緑化指導基準第3条第2項により設けることとなった緑地の面積（以下、「基準面積」という。）の2分の1以上とします。

基準面積には、下表の緑化方法を用いた緑地も緑化面積として算定することができますが、各緑化方法には、算入面積に制限があります。

緑化方法による算入面積の制限

緑化方法	算入面積の制限
建築物の緑化（屋上やベランダ、壁面など）	とを合わせて 基準面積の2分の1まで
生け垣、ツル植物によるフェンスの緑化	
地上部で地被植物のみ植栽する緑化（駐車場など）	とを合わせて 基準面積の4分の1まで
地上部に設置する可動式植栽基盤（コンテナ、プランターなど）	



- * 1 の屋上への緑化は、人の利用が可能な公共性、公開性が認められる場合において、算入面積の制限を設けません。
- * 2 商業地域または近隣商業地域内において、地上部での緑化が困難な場合は、算入面積の制限を設けません。

例) 算入面積に制限のある地域で、基準面積が100㎡の場合

地上部緑化を要する面積・・・50.0㎡以上

建築物又は 生け垣・フェンスへの緑化 $100 \text{ m}^2 \times 1/2 = 50.0 \text{ m}^2$ まで算入可

地被植物だけの地上部緑化又は 可動式植栽基盤による緑化

$100 \text{ m}^2 \times 1/4 = 25.0 \text{ m}^2$ まで算入可

緑化の組合せ例：地上部緑化 50 m^2 + 建築物緑化 30 m^2 + 地被のみの緑化 $20 \text{ m}^2 = 100 \text{ m}^2$

1) 標準の算定方法

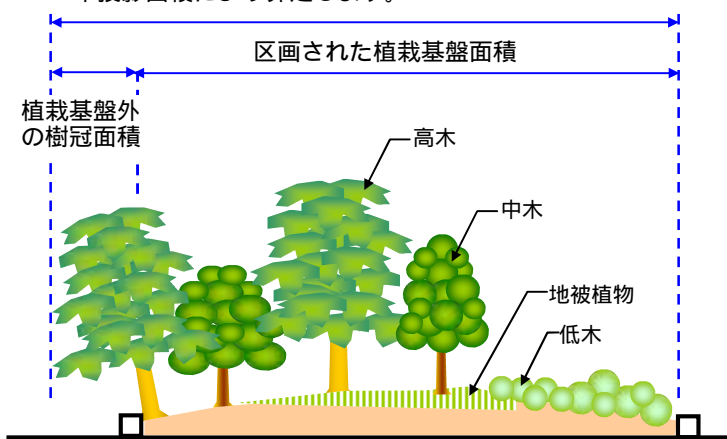
緑化面積の算定は、原則として、区画された植栽基盤の全ての樹木や地被植物を対象とします。次のように 1 から 4 に留意して算定します。

区画した緑地の緑化面積

1. 植栽基盤が複数に分かれる場合には、緑化面積を合算して算定します。
2. 縁石などを除いた植栽基盤の面積により算定します。
3. 樹木の樹冠が区画外におよぶ場合は、植栽基盤外の樹冠も緑化面積に算定できます。
4. 樹冠同士の重なりや地被植物などの重なりを除いて算定します。

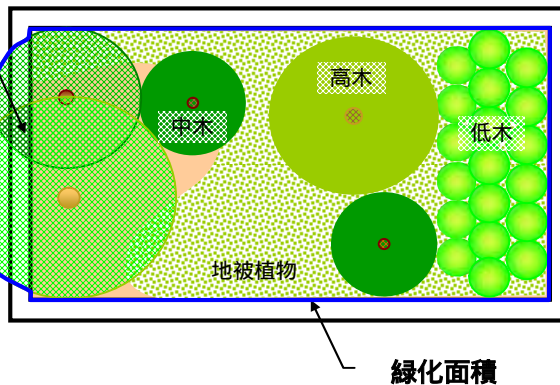
(緑化面積の算定の対象範囲)

縁石などで区画された植栽基盤と区画外に及ぶ樹木の水平投影面積により算定します。



水平投影面積を重複して算定することはできません。

区画外におよぶ樹木も面積に計上することができます。



2) 独立した樹木の算定方法

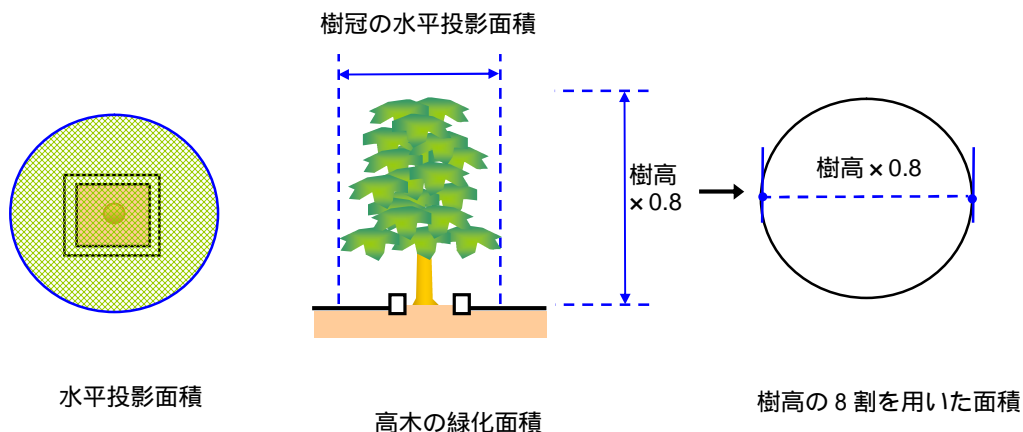
独立した樹木の面積は、樹木の樹高により、次のように算定します。

独立した樹木の算定方法

高木

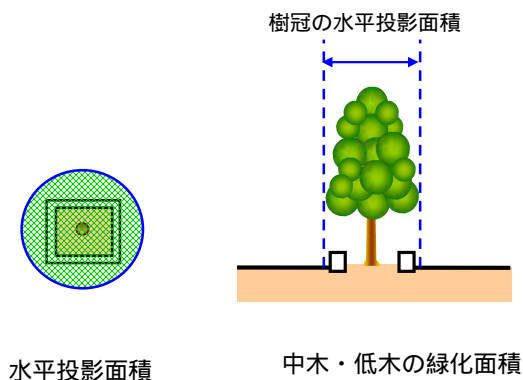
次の算定方法を用いて、面積の大きい方を緑化面積とします。

1. 植栽時の樹冠の水平投影面積
2. 植栽時の高さの8割を直径とする円の面積



中木・低木

植栽時の樹冠の水平投影面積

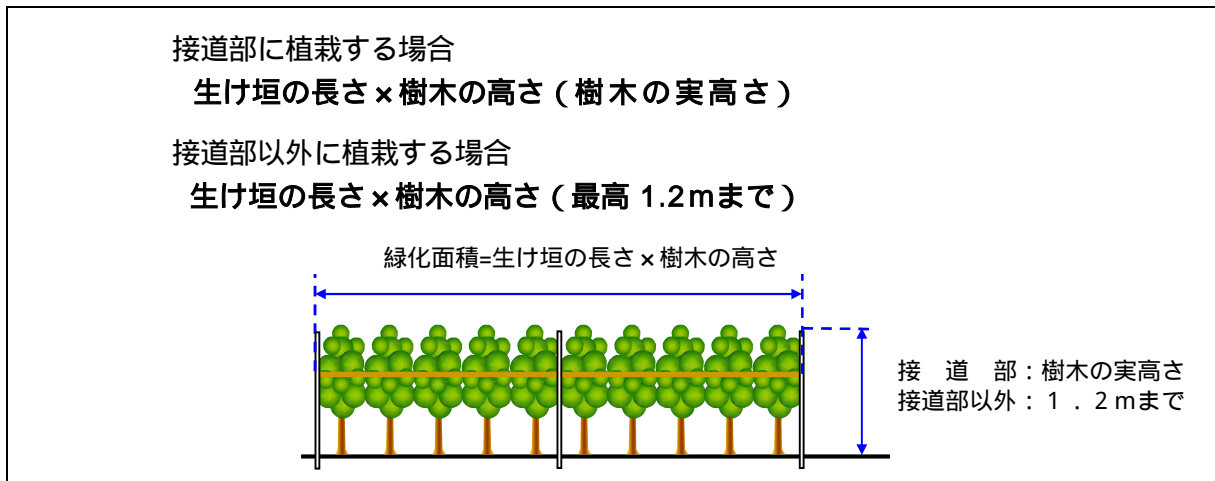


分類	樹高	算定方法
高木	3.0m以上	1. 植栽時の樹冠の水平投影面積 2. 植栽時の樹高の8割を直径とする円の面積 例：樹高 3.0mの場合の樹冠の水平投影面積 $3.0 \times 80\% \div 2 = 1.2\text{m(半径)}$ 、 $1.2 \times 1.2 \times 3.14 = 4.5 \text{ m}^2$
中木	1.5m以上 3.0m未満	植栽時の樹冠の水平投影面積
低木	0.3m以上 1.5m未満	植栽時の樹冠の水平投影面積

3) 生け垣の算定方法

生け垣の緑化面積は、生け垣の長さに樹木の高さを乗じた片側の面積とします。また、接道部に植栽する場合の樹木の高さは、樹木の実高さまでとし、接道部以外に植栽する場合の樹木の高さは 1.2m までとします。

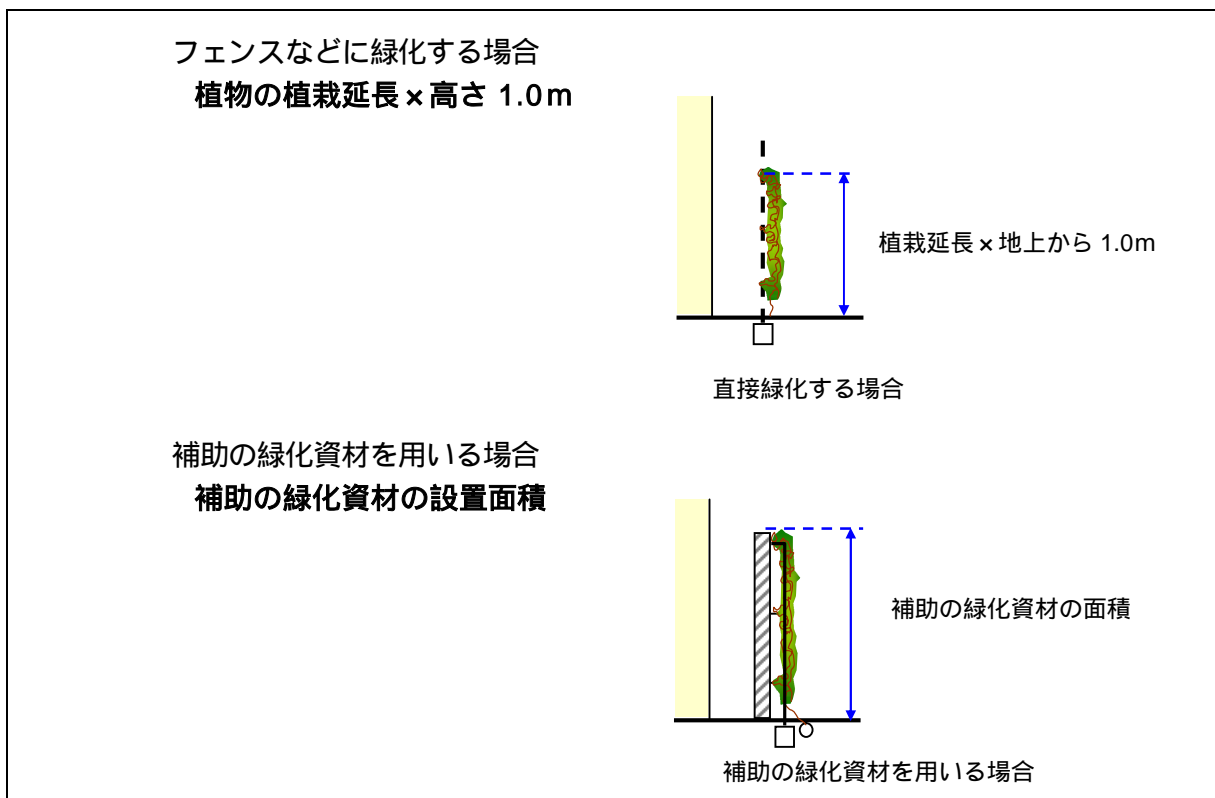
生け垣の算定方法



4) ツル性植物の算定方法

地上部のフェンスなどをツル性植物により緑化する場合の緑化面積は、地上から 1.0m をツル性植物の成長時の高さとし、次のように算定します。

ツル植物の算定方法



5) 地被植物の算定方法

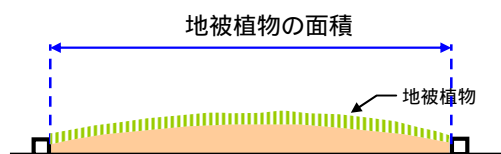
地被植物の緑化面積は、区画された緑地に地被植物を植栽する面積とします。

地上部の広場や駐車帯などの緑地及び屋上、ベランダ、壁面などの建築物の緑地に限り、
 地被植物のみの植栽でも緑化面積に算定することができます。

地被植物の算定方法

広場として緑化する場合

植栽基盤の面積（縁石などは含みません。）

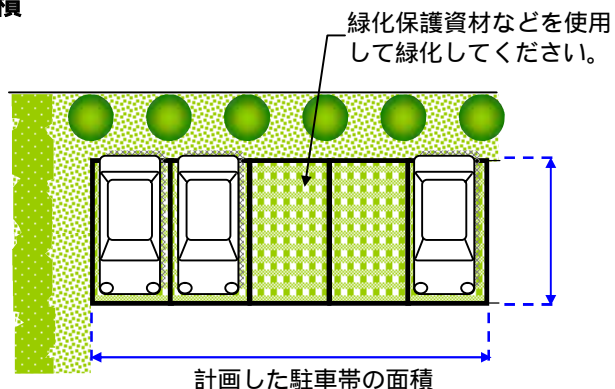


広場として緑化する場合

駐車帯を緑化する場合

1. 緑化保護資材を用いて緑化する場合

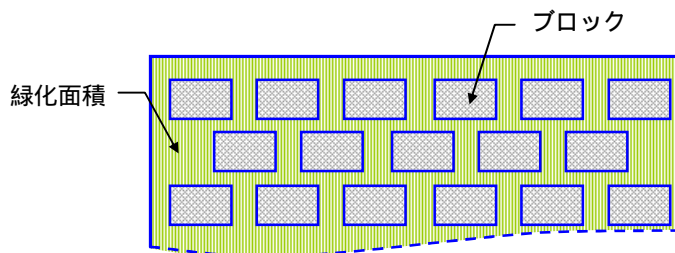
緑化を計画した駐車帯の面積



緑化保護資材を用いて
 駐車帯の全面を緑化する場合

2. 緑化ブロックを用いて緑化した場合

ブロックを除いた駐車帯の面積



緑化ブロックを用いて
 駐車帯の一部を緑化する場合

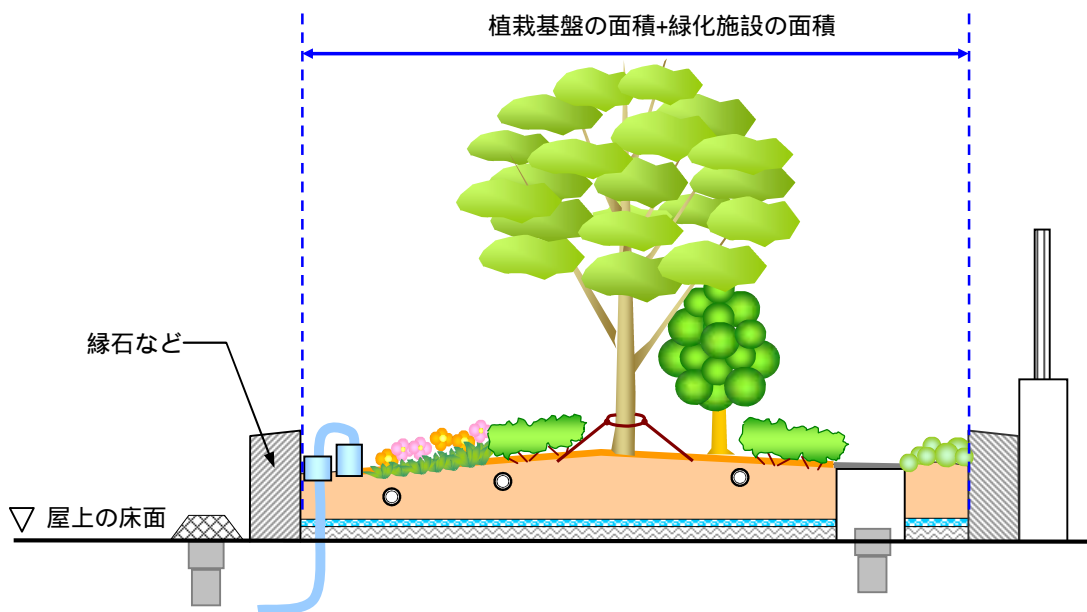
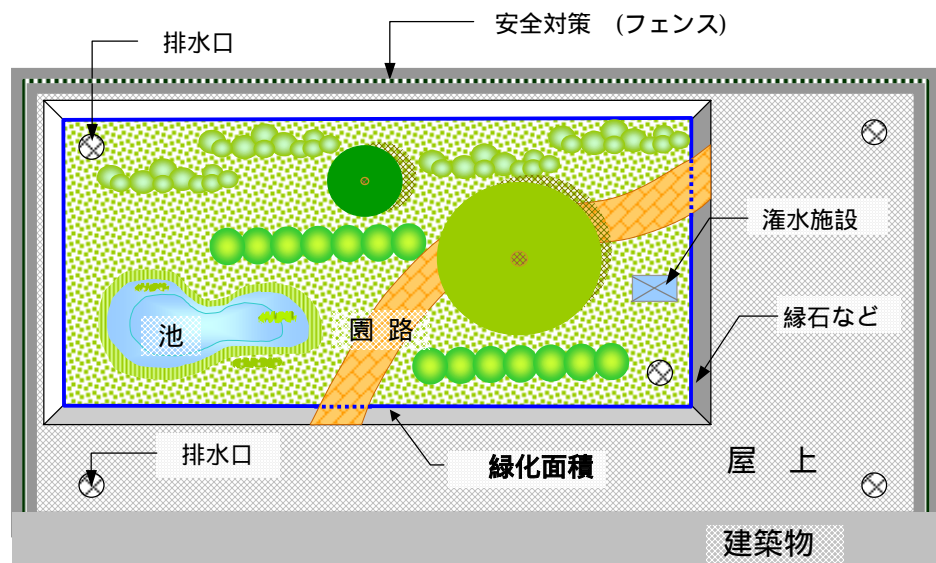
6) 建築物に設けられた緑地の算定方法

建築物に設けられた緑化面積は、その設置場所や設置方法により、次のように算定します。

屋上の算定方法

屋上

屋上緑化の面積は、地上部の緑地と同じ「標準の算定方法」に加えて、緑化施設も含めた面積を緑化面積として算定します。傾斜屋根を緑化する場合も同様に算定します。



壁面の算定方法

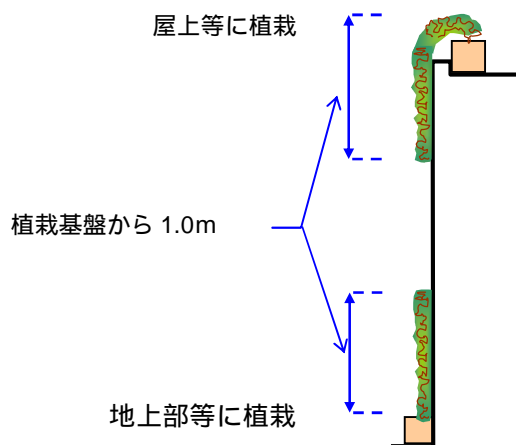
壁面

壁面緑化の面積は、補助緑化資材の有無により次のとおり算定します。

また、算定に際しては、屋上やベランダ緑化の植栽基盤を、壁面緑化と兼用することができます。なお、補助の緑化資材を用いないで緑化する場合の緑化面積は、植栽基盤から 1.0 m をツル性植物の成長時の高さとして算定します。

1. 補助の緑化資材を用いないで緑化する場合

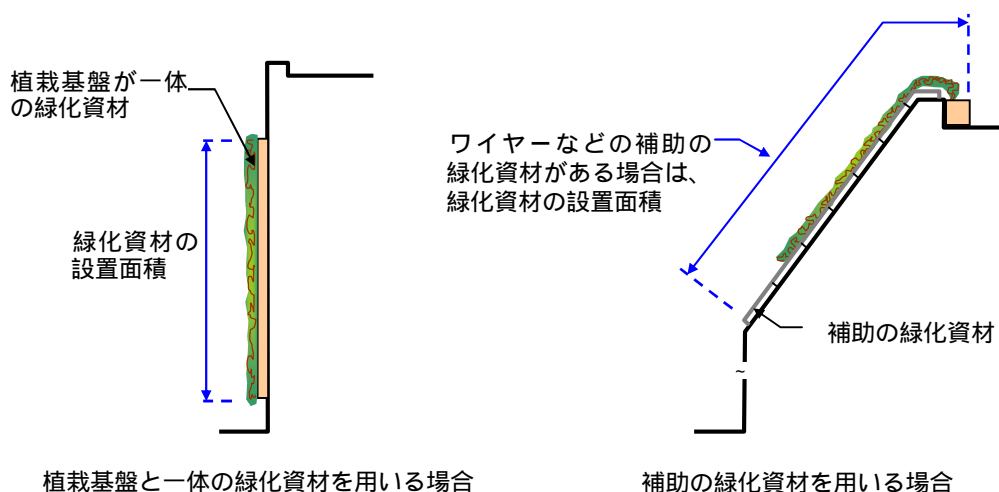
植栽基盤の延長 × 植栽基盤から 1.0 m



補助の緑化資材を用いない場合

2. 補助の緑化資材を用いて緑化する場合

植栽基盤の面積と補助の緑化資材の設置面積



植栽基盤と一体の緑化資材を用いる場合

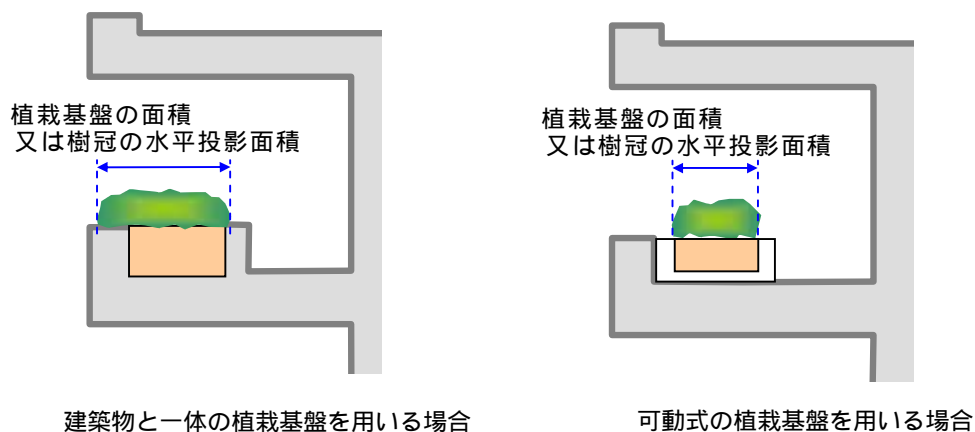
補助の緑化資材を用いる場合

ベランダの算定方法

ベランダ

ベランダの緑化面積は、ベランダに固定の植栽基盤やコンテナ、プランターによる可動式植栽基盤を設置して緑化する場合、植栽基盤の面積及び樹木の樹冠が植栽基盤外におよぶ場合の樹冠面積も含めて、緑化面積に算定できます。

なお、各階のベランダ等に緑化した場合は、各階の緑化面積を合算することができます。



7) 可動式植栽基盤の緑化面積の算定方法

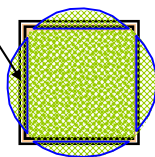
地上部や建築物で可動式植栽基盤を用いて緑化する場合は、次のように算定します。

可動式植栽基盤の算定方法

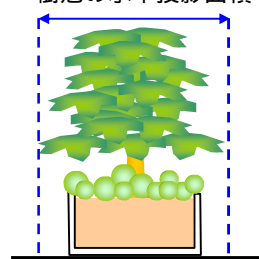
樹木を植栽した場合

植栽基盤の面積 + 基盤外に及んだ樹木の樹冠の面積

可動式植栽基盤外の樹冠も緑化面積に含むことができます。



樹冠の水平投影面積

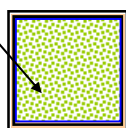


樹木による緑化の場合

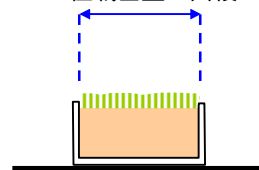
地被植物のみ植栽した場合

植栽基盤の面積

コンテナやプランターに囲まれた植栽基盤の面積とします。



植栽基盤の面積



地被植物による緑化の場合

3 緑化推進協議等の提出図書 <みどりの条例施行規則第 11 条、第 12 条、第 14 条関係>

緑化推進の協議をするとき、緑化推進の協議結果を受けた後で緑化計画を変更するとき、また緑化推進工事が完了したときは、指定様式に所定の事項を記入して、緑化計画図書を添付のうえ、必要部数を A 4 サイズに折り込んで提出してください。

なお、緑化推進変更協議では、緑化推進協議に提出した図書を印刷し、変更箇所を修正したもので代用できます。

提出図書一覧

書類名称	提出段階			備考
	緑化推進協議	緑化推進変更協議	緑化推進工事完了時	
〔1〕緑化推進協議書	3 or 2	-	-	指定様式
〔2〕緑化推進変更協議書	-	3 or 2	-	指定様式
〔3〕緑化推進工事完了報告書	-	-	2	指定様式
〔4〕 緑化計画 図書	1. 案内図	3 or 2	-	縮尺は任意
	2. 緑化計画 平面図	3 or 2	3 or 2 (変更後の図面)	縮尺 1/500 以上
	3. 緑化計画 立・断面図	3 or 2	3 or 2 (変更後の図面)	縮尺 1/500 以上
	4. 緑化計画求積図	3 or 2	3 or 2 (変更後の図面)	縮尺 1/500 以上

数字は提出図書及びその部数を表します。

開発指導課経由の場合

記入例

〔1〕緑化推進協議書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

(開発事業者等) 住所 市区

氏名 (印)

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

敷地内の緑化について、次のとおり協議します。

開発行為等の概要	事業又は建築物の名称	共同住宅新築工事		
	所在地	さいたま市 区		
	区域区分	市街化区域	市街化調整区域	
	用途地域	第二種低層住居専用地域		
	建ぺい率	60 %	敷地面積	(a) 455.92 m ²
	建築物の高さ	18.05m	建築物の階数	6 階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に 該当する 該当しない その他該当する条例等：			

(「緑化推進協議の内容一覧表」小計(1)の緑化面積) × 各係数で算出してください。

緑化内容	基準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) 20 %	基準面積 ^{注1)}	(a × b) 91.18 m ²
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木 / 係数 : 0.05 3 本	中木 / 係数 : 0.1 5 本	低木 / 係数 : 1 47 本
	計画	緑化率	20.41 %	緑化面積	93.08 m ²
		地上部の植栽量	高木 5 本	中木 3 本	低木 60 本

注1) 基準面積は、敷地面積 × それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。

注2) 地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積(さいたま市緑化指導基準(平成13年さいたま市告示第88号)第5条第3項に規定する面積の合計) × 各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑化着工予定日	緑化完了予定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

(「緑化推進協議の内容一覧表」合計の数値を記入してください。)

連絡先 (設計者、代理人等) の住所、氏名等	住所	市区
	氏名	建設(株) 担当
	電話番号	()

備考	この欄は記入しないでください。
受付年月日及び番号	第 - 号

記入例

〔1〕緑化推進協議の内容一覧表

区分	緑化面積	高木 ^{注1)} h 3.0m	中木 ^{注1)} 3.0m > h 1.5m	低木 ^{注1)} 1.5m > h 0.3m	備考	
		0.05 本/m ² 以上	0.1 本/m ² 以上	1 本/m ² 以上		
地上部の緑地	区画した緑地	42.88 m ²	4本	3本	60本	
	単独植栽の樹木	4.00 m ²	1本	本	本	
	小計(1)	46.88 m ²	5本	3本	60本	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の 1/2 以上
樹木の代替 (高木・中木・低木 高木・中木・低木)		(を記入) + -	1本	+ -	2本	1 規格のみ

区分	緑化面積	仕様等				
建築物	屋上緑化	m ²				
	ベランダ緑化	m ²				
	屋内緑化	m ²				
	壁面緑化	m ²	長さ= m	h= m	株数= 株	
生け垣	接道部 (h 0.8m)	20.69 m ²	長さ= 20.69 m	h= 1.0 m	本数= 42 本	
	その他 (1.2m h 0.8m)	m ²	長さ= m	h= m	本数= 本	
ツル植物	フェンス (1.0m h)	m ²	長さ= m	h= m	株数= 株	
	緑化資材	20.00 m ²	長さ= 20.00 m	h= 1.0 m	株数= 67 株	
小計(2)	40.69 m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の 1/2 まで				
地被植物のみの緑化	5.51 m ²	広場 駐車場 その他				
地上に設置する可動式 植栽基盤	m ²					
小計(3)	5.51 m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の 1/4 まで				

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合計(1)+(2)+(3)	93.08 m ²	5本	3本	60本	20.41%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、1規格に限り、本数を代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、算入面積の制限を設けません。

注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、少数点第3位以下を切り捨ててください。

記入例

〔2〕緑化推進変更協議書

平成 年 月 日

(あて先)さいたま市長

(開発事業者等)住所 **市 区**
氏名 印
電話 ()

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

敷地内の緑化に関する協議の内容を変更したいので、次のとおり協議します。

緑化推進協議書 提出年月日	平成 年 月 日	
事業又は建築物 の名称	共同住宅新築工事	
所在地	さいたま市 区	
緑化内容 の変更	変更前	地上に設置する可動式植栽基盤 0㎡
	変更後	地上に設置する可動式植栽基盤 10.00㎡
その他の 変更内容		

備考	この欄は記入しないでください。	
受付年月日 及び番号	年 月 日	第 - 号

記入例

〔2〕緑化推進変更協議の内容一覧表

区分	緑化面積	高木 ^{注1)}	中木 ^{注1)}	低木 ^{注1)}	備考			
		h 3.0m 0.05本/m ² 以上	3.0m > h 1.5m 0.1本/m ² 以上	1.5m > h 0.3m 1本/m ² 以上				
地上部の緑地	区画した緑地	42.88m ²	4本	3本	60本			
	単独植栽の樹木	4.00m ²	1本	本	本			
	小計(1)	46.88m ²	5本	3本	60本		算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の 1/2以上	
樹木の代替 (高木・中木・低木 (を記入) 高木・中木・低木)		+ -	1本	+ -	2本	+ -	本	1規格のみ

区分	緑化面積	仕様等						
建築物	屋上緑化	m ²						
	ベランダ緑化	m ²						
	屋内緑化	m ²						
	壁面緑化	m ²	長さ=	m	h=	m	株数=	株
生け垣	接道部 (h 0.8m)	20.69m ²	長さ=	20.69m	h=	1.0m	本数=	42本
	その他 (1.2m h 0.8m)	m ²	長さ=	m	h=	m	本数=	本
ツル植物	フェンス (1.0m h)	m ²	長さ=	m	h=	m	株数=	株
	緑化資材	20.00m ²	長さ=	20.00m	h=	1.0m	株数=	67株
小計(2)	40.69m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の1/2まで						
地被植物のみの緑化	5.51m ²	広場 駐車場 その他						
地上に設置する可動式 植栽基盤	10.00m ²							
小計(3)	15.51m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の1/4まで						

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合計(1)+(2)+(3)	103.08m ²	5本	3本	60本	22.60%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、1規格に限り、本数を代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、算入面積の制限を設けません。

注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、少数点第3位以下を切り捨ててください。

記入例

〔3〕緑化推進工事完了報告書

平成 年 月 日

(あて先)さいたま市長

(開発事業者等)住所 市区

氏名 ④

電話 ()

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け協議結果通知書に係る緑化について、工事が完了したので次のとおり報告
します。

開発行為等の概要	事業又は建築物の名称	共同住宅新築工事		
	所在地	さいたま市 区		
	区域区分	市街化区域	市街化調整区域	
	用途地域	第二種低層住居専用地域		
	建ぺい率	60 %	敷地面積	(a) 455.92 m ²
	建築物の高さ	18.05m	建築物の階数	6 階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に 該当する 該当しない			
その他該当する条例等：				

緑化内容	基準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) 20 %	基準面積 ^{注1)}	(a × b) 91.18 m ²	
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木 / 係数 : 0.05	中木 / 係数 : 0.1	低木 / 係数 : 1	
	実績	緑化率	22.60 %	緑化面積	103.08 m ²	
		地上部の植栽量	高木	中木	低木	
		5 本	3 本	60 本		

注1) 基準面積は、敷地面積×それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。

注2) 地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積(さいたま市緑化指導基準(平成13年さいたま市告示第88号)第5条第3項に規定する面積の合計)×各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑化着工日	緑化完了日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

緑地管理者の住所、氏名等	住所	市区
	氏名	(株) 担当
	電話番号	()

備考	この欄は記入しないでください。
受付年月日及び番号	第 - 号

記入例

〔3〕緑化推進工事完了の内容一覧表

区 分	緑化面積	高木 ^{注1)}	中木 ^{注1)}	低木 ^{注1)}	備考			
		h 3.0m 0.05本/m ² 以上	3.0m > h 1.5m 0.1本/m ² 以上	1.5m > h 0.3m 1本/m ² 以上				
地上部の緑地	区画した緑地	42.88m ²	4本	3本	60本			
	単独植栽の樹木	4.00m ²	1本	本	本			
	小 計(1)	46.88m ²	5本	3本	60本	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の 1/2以上		
樹木の代替 (高木・中木・低木 (を記入) 高木・中木・低木)		+ -	1本	+ -	2本	+ -	本 本	1規格のみ

区 分	緑化面積	仕様等						
建築物	屋上緑化	m ²						
	ベランダ緑化	m ²						
	屋内緑化	m ²						
	壁面緑化	m ²	長さ=	m	h=	m	株数=	株
生け垣	接道部 (h 0.8m)	20.69m ²	長さ=	20.69m	h=	1.0m	本数=	42本
	その他 (1.2m h 0.8m)	m ²	長さ=	m	h=	m	本数=	本
ツル植物	フェンス (1.0m h)	m ²	長さ=	m	h=	m	株数=	株
	緑化資材	20.00m ²	長さ=	20.00m	h=	1.0m	株数=	67株
小 計(2)	40.69m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の1/2まで						
地被植物のみの緑化	5.51m ²	広場 駐車場 その他						
地上に設置する可動式 植栽基盤	10.00m ²							
小 計(3)	15.51m ²	算入面積の制限 ^{注2)} 基準面積の1/4まで						

	緑化面積 (基準面積以上)	高木	中木	低木	緑化率 ^{注3)}
合 計(1)+(2)+(3)	103.08m ²	5本	3本	60本	22.60%

注1) 樹木の本数は、(1)の緑化面積×各樹木の係数で算出し、小数点以下を切上げた本数以上とします。ただし、1規格に限り、本数を代替することができます。

注2) 商業、近隣商業地域内の地上部緑化が困難な地域については、算入面積の制限を設けません。

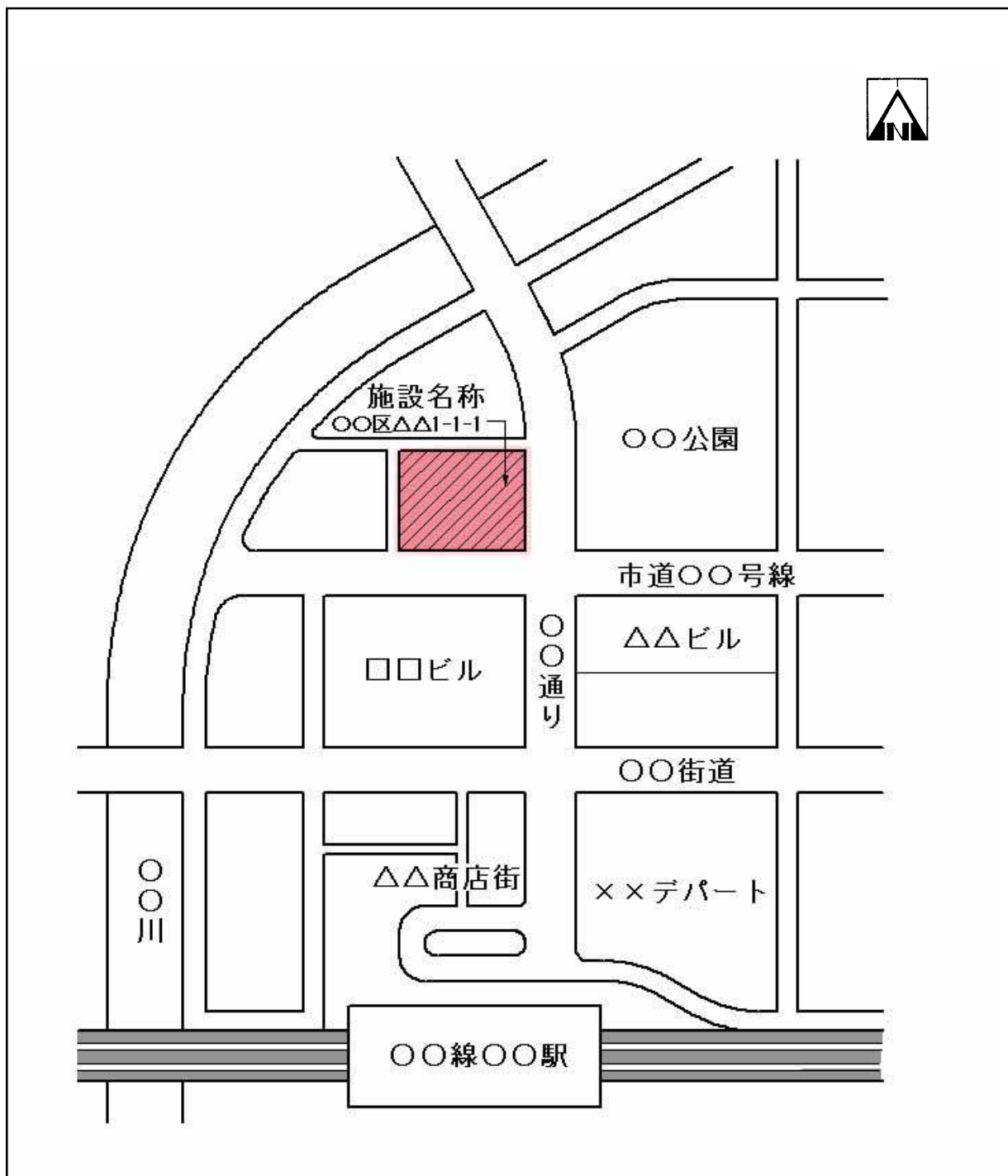
注3) 緑化率は、緑化面積÷敷地面積×100で算出し、少数点第3位以下を切り捨ててください。

〔4〕緑化計画図書

〔4〕-1. 案内図

- ・建築物名称、住所、方位、周辺の目標となる建築物や道路、鉄道駅の名を記入して下さい。

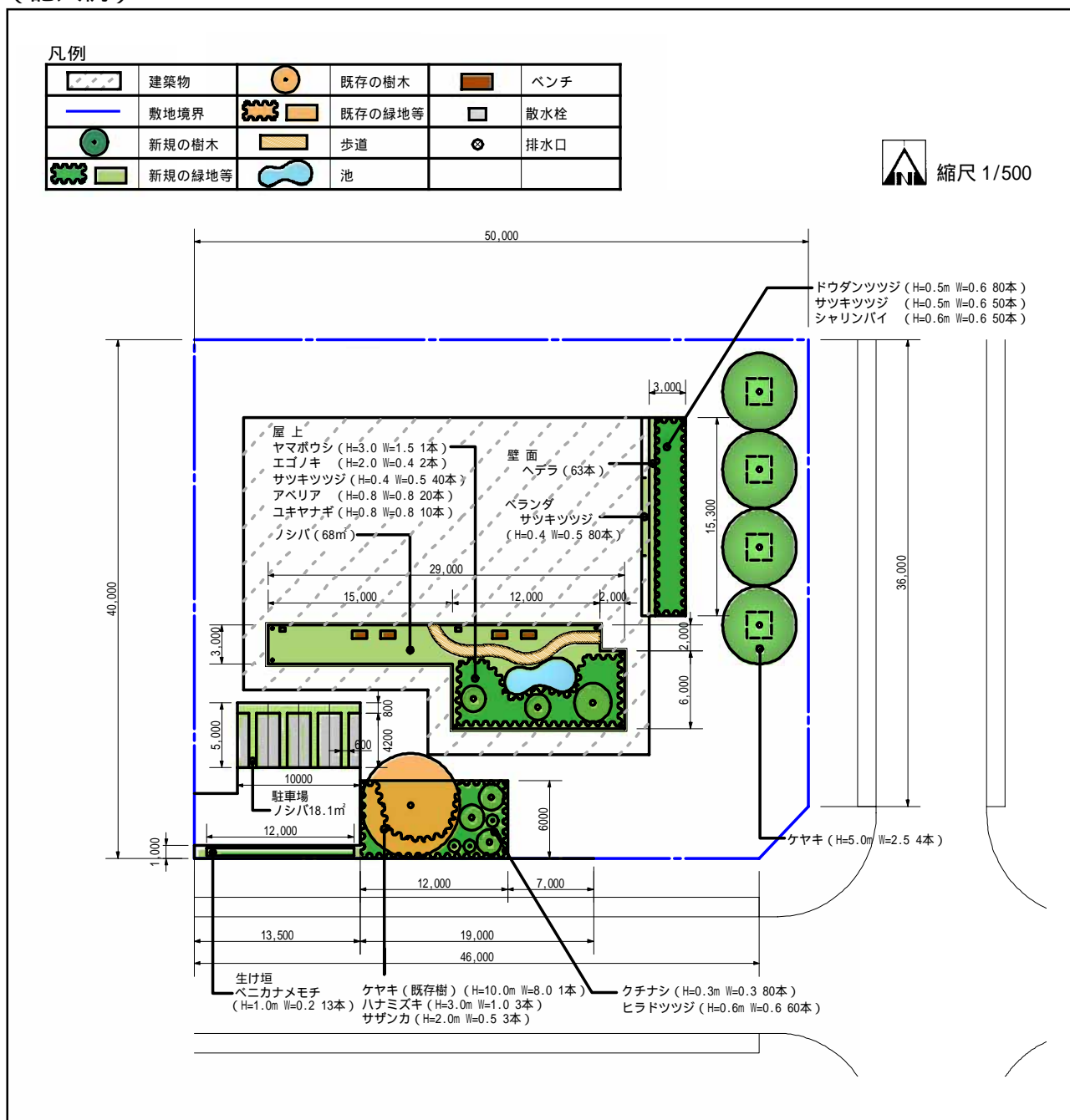
(記入例)



〔4〕-2. 緑化計画 平面図

- ・ 図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺及び方位、敷地境界線、建築物の配置を記入して下さい。屋内の緑化計画平面図は、別図として下さい。
- ・ 図面には新規の緑地(樹木等)及び既存の緑地(樹木等)を記入し、新規と既存の緑地が判別できるように着色して下さい。
- ・ 樹木等の植物名、寸法、数量を記入して下さい。
- ・ 必要な緑化計画立・断面図の位置を表示して下さい。

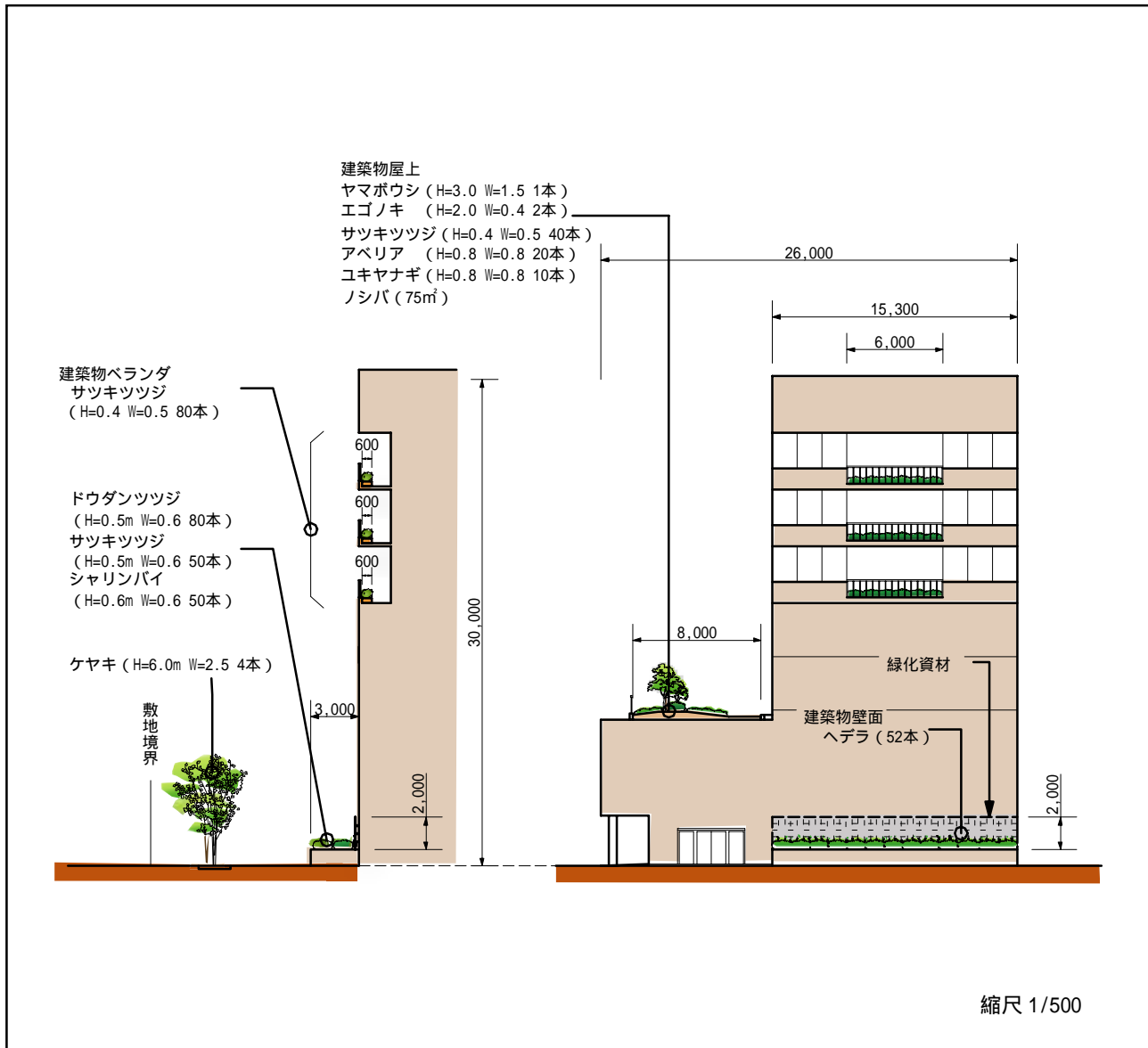
(記入例)



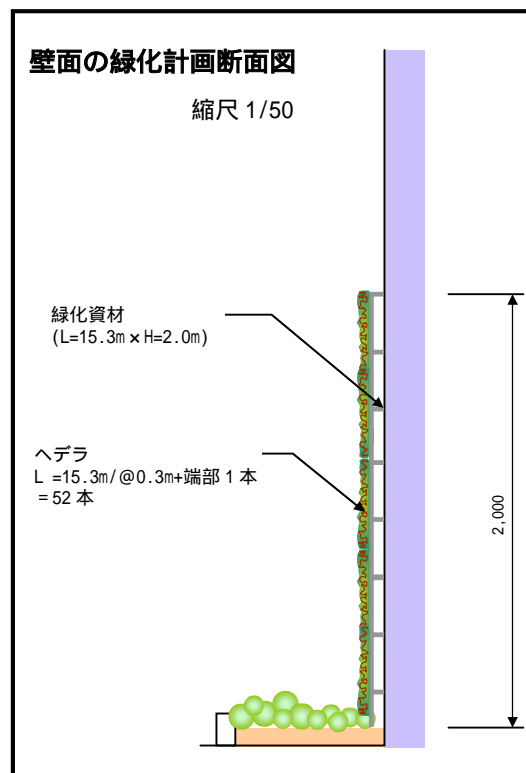
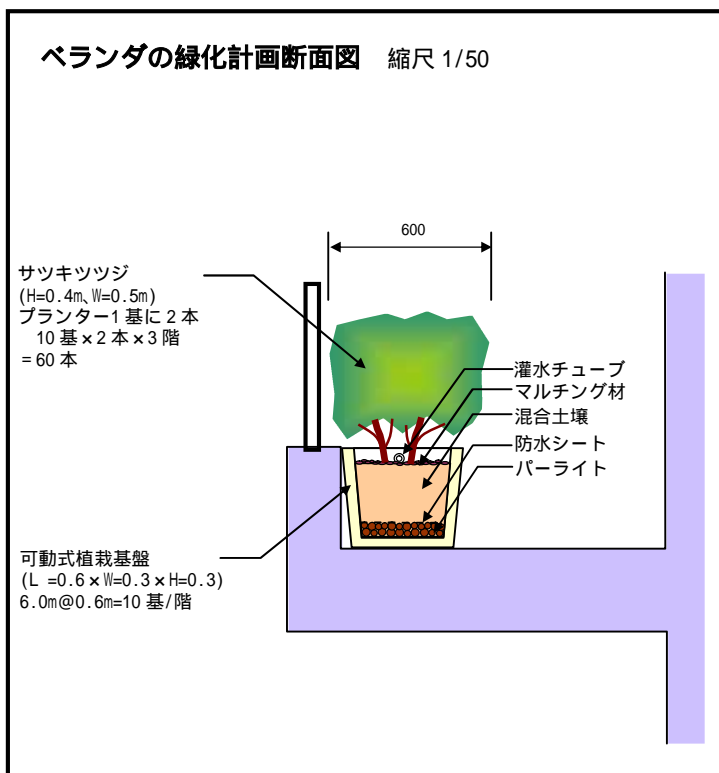
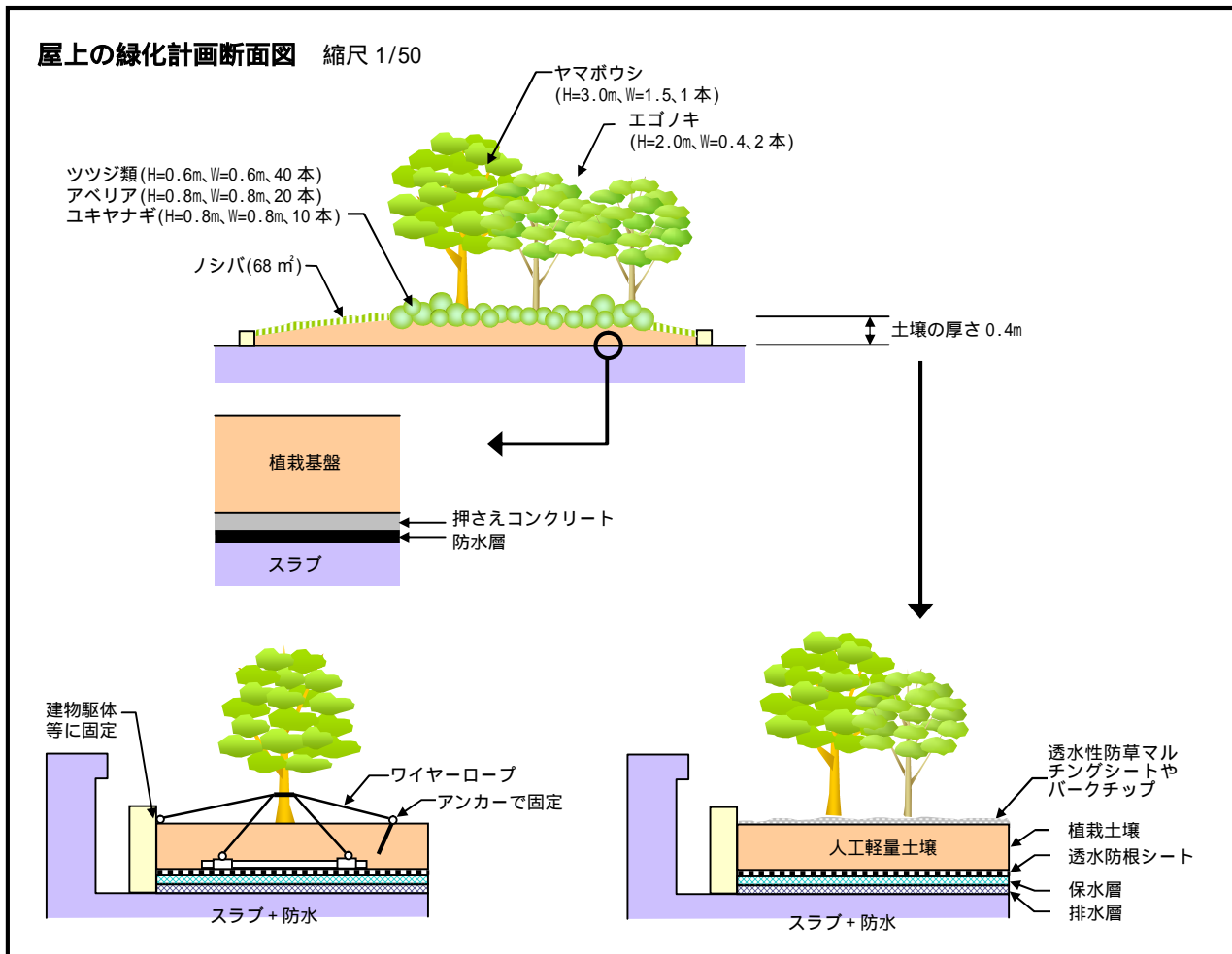
〔4〕-3. 緑化計画 立・断面図

- ・図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺、建築物の配置を記入して下さい。断面図は必要に応じて拡大図を用いて構いません。
- ・図面には新規の緑地(樹木等)及び既存の緑地(樹木等)を記入し、新規と既存の緑地が判別できるように着色して下さい。
- ・樹木等の植物名、寸法・数量を記入して下さい。

(記入例)



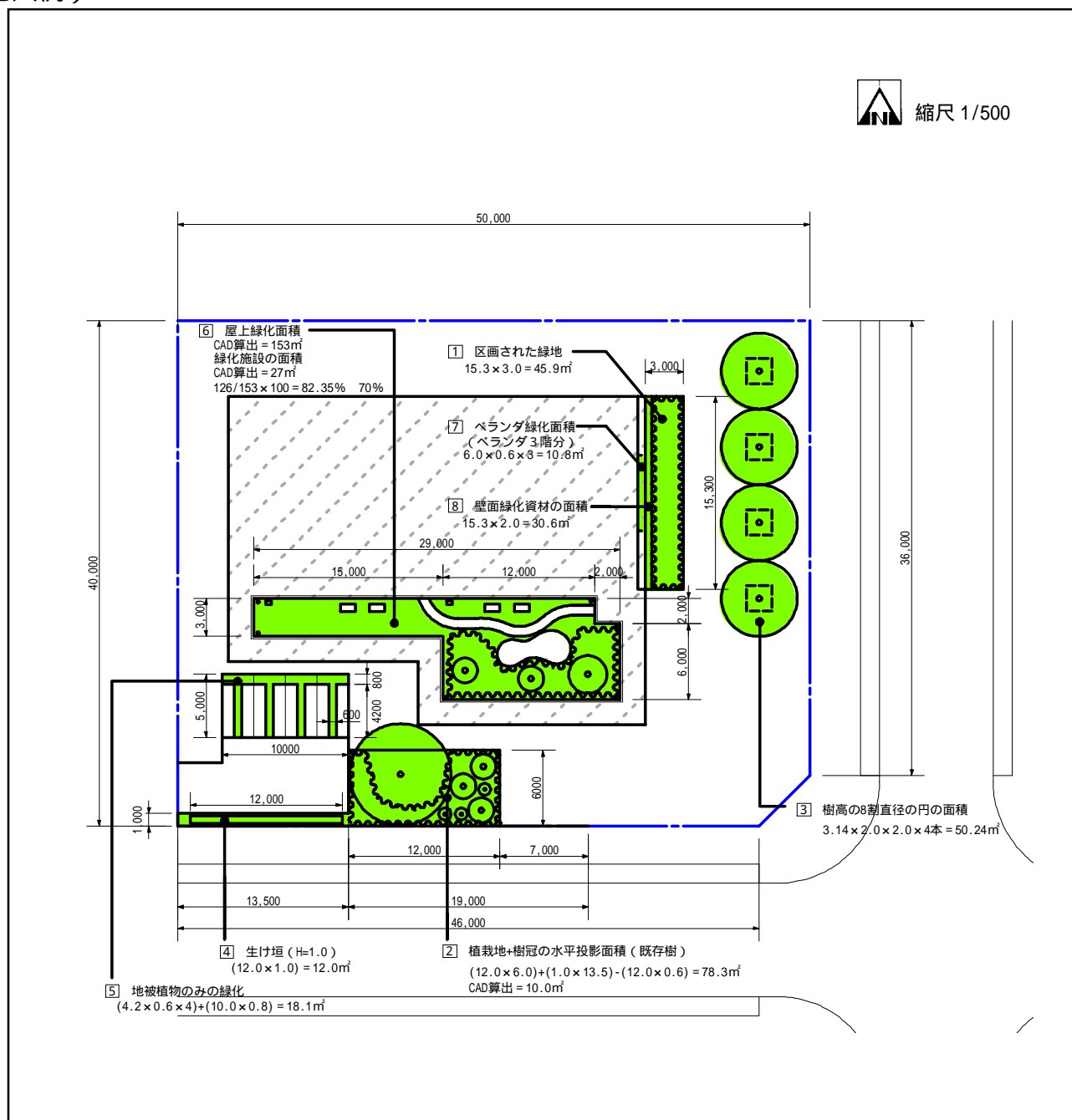
(記入例) 部分拡大断面図



〔4〕-4. 緑化計画求積図

- ・ 図面の縮尺は 1/500 以上とし、縮尺及び方位、敷地境界線、建築物の配置を記入して下さい。屋内の緑化計画平面図は、別図として提出して下さい。
- ・ 緑化面積の対象となる緑地(樹木等)の範囲をわかりやすく記入して下さい。なお、新規の緑地(樹木等)と既存の緑地(樹木等)を区分する必要はありません。
- ・ 算出のもととなる緑地(樹木等)の寸法、面積を記入して下さい。
- ・ 計算式は、緑地(樹木等)の数量の確認上重要ですので、可能な限り記入して下さい。

(記入例)



相談・協議窓口

担当窓口	対象区
南部 都市・公園管理事務所 管理課 中央区役所内 電話：048-840-6179	中央区
	桜区
	浦和区
	南区
	緑区
北部 都市・公園管理事務所 管理課 大宮区役所内 電話：048-646-3179	西区
	北区
	大宮区
	見沼区
	岩槻区

さいたま市緑化指導基準マニュアル

第1版 平成20年4月1日発行

第2版 平成21年7月17日発行

さいたま市都市局都市計画部みどり推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL:048-829-1423 FAX:048-829-1979